

青森県認定リサイクル製品優先使用指針

(目的)

第1 この青森県認定リサイクル製品優先使用指針(以下「指針」という。)は、県の行う工事又は物品の調達において、「青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例」に基づき認定を受けたりサイクル製品(以下「認定製品」という。)を優先使用するための方法等を定めることを目的とする。

(工事に携わる者の責務)

第2 工事に携わる県の職員、設計の受託者、工事の請負者など、工事に携わる全ての者は、この指針に基づいて工事が実施されるように努めるものとする。

2 設計の委託又は工事の発注をする場合は、この指針に従って設計又は工事が実施されるよう特記仕様書等にこの指針を位置付けるものとする。

(使用上のグループ区分の設定)

第3 工事における優先使用を図るため、認定製品について次のとおり、使用上のグループ区分を設定する。

グループ区分	該当要件
Aグループ	価格が新材製品と同額以下の製品で十分な施工実績を有する製品
Bグループ	Aグループに該当しない製品

2 前項の使用上のグループ区分に該当する認定製品を定めるときは、あらかじめ、青森県リサイクル製品認定審査会の意見を聴くものとする。

なお、工事における使用が見込めない認定製品については、この指針の対象外とする。

(使用上のグループ区分の見直し)

第4 使用上のグループ区分に該当することとされた認定製品については、施工実績、施工内容、製品価格等を勘案し、必要に応じて使用上のグループ区分を見直すことができる。

(使用上のグループ区分に基づく認定製品の使用)

第5 工事の設計、積算を行う者は使用上のグループ区分に基づき、次のとおり認定製品の使用を特記仕様書等で指定し、使用に努めるものとする。

グループ区分	認定製品の使用
Aグループ	特段の理由がない限り、優先使用に努める。
Bグループ	試験的な使用等、積極使用に努める。

2 工事の請負者は、特記仕様書等で認定製品の使用が指定されていない場合であっても、認定製品を使用できるときは、使用するよう努めるものとする。

なお、認定製品を使用するときは、その旨を書面で提出し、監督員の承諾を得るものとする。

3 工事の請負者は、認定製品の使用が特記仕様書等において指定されている場合であっても、その入手が困難なときは、新材製品に変更することができるものとする。

なお、認定製品を新材製品に変更するときは、その旨を書面で提出し、監督員の承諾を得るものとする。

(青森県環境物品等調達方針との関係)

第6 青森県環境物品等調達方針に基づく環境物品等の調達に当たり、認定製品の調達が可能な場合は、優先して購入するよう努めるものとする。

(他の地方公共団体等への推奨)

第7 県は、県内の他の地方公共団体又はこれに準ずる団体に対し、この指針の活用(準用)を推奨するものとする。

附則

この指針は、平成20年4月1日から実施する。